お客さまご本人の確認書類について

当社は、お客さまが「個人情報保護法第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二五条第一項の規定による開示」をご請求された場合、データ漏えい防止の観点から、お客さまご本人の確認書類の提出をお願いしております。代理人の方がご請求される場合は、ご本人及び代理人両方の方の確認書類が必要となります。また、１５歳未満の未成年者の方のご請求は、ご本人が直接行なうことは出来ません。従いまして、法定代理人（民法第 818 条に規定の親権者）に示す代理人の方からのご請求が必要となります。各々の確認書類につきましては、下記をご参照下さい。

記

コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません。また、（写し）とは市区町村が発行した原本であり、この原本をコピーしたものは含まれません。

【ご本人の場合】

有効期間内の下記書類、いずれか１通が必要となります。

●運転免許証のコピー（本籍地の項目については不必要ですので、油性ペンなどで消去いただきますようお願いいたします。）
注）現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。

●住民基本台帳カードのコピー
注）「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所（現住所）が記載されているもの[B タイプ]。
同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。

●旅券（パスポート）のコピー
日本国内で発行されたもので、顔写真のページと所持人記入欄（氏名・住所などの記入箇所）の両方のコピーが必要です。

●国民年金手帳のコピー

●各種福祉手帳のコピー

●各種健康保険証（プラスチック製のものを含む）のコピー
注）住所欄は必ず現住所をご記入ください。消去できない油性ペンなどで記入してください。

●外国人登録原票の写し[外国人の場合]

【法人の成年後見人の場合】

●法人登記簿謄本・抄本・法人登記事項証明書（写し）のいづれか　(注：3 ヶ月以内に発行されたものに限ります。)

【代理人の場合】（3 ヶ月以内に発行された次の書類）

(a)．親権者（民法第 818 条に規定）の場合
●戸籍謄本・抄本（写し）など本人との関係を証する書類

(b)．成年後見人（民法第 8 条、第 843 条に規定）の場合
●登記事項証明書（写し）

(c)．未成年後見人（民法第 839 条、第 840 条に規定）の場合
●登記事項証明書（写し）

(d)．任意代理人（本人が１５歳以上であること）の場合
●本人が自署、押印した委任状（原本）

〒192-0041　東京都八王子市中野上町四丁目２９番１号
日本ブレーキ工業株式会社
個人情報保護委員会
電話：0426-27-8311

以　上